

コメントの概要とコメントに対する考え方

○担保付社債信託法施行細則第 26 条の 2 関係

コメントの概要	コメントに対する考え方
26 条の 2 の事業年度は、1 年決算にするか、選択性にすべきだ。無尽会社も、半年決算ではなくなり、これが最後になるからだ。	担保付社債信託会社の事業年度については、引き続き同規定を維持します。なお、各業態の事業年度は、それぞれの業法において定められるものと考えます。

○担保付社債に関する信託契約等に関する規則第 1 条関係

コメントの概要	コメントに対する考え方
質権・譲渡担保であれば例外なく認められる趣旨か。例えば、1 号の読み方として、特許権質権も含まれると考えてよいか。	質権及び譲渡担保について、広く認める趣旨です。
外国法に基づく担保も認められる趣旨か。	担保付社債信託法上の物上担保が日本法に基づく担保権に限られるか否かについては、現行法の解釈と異なることはありません。
今回新たに認められた譲渡担保の実行方法については、担信法 83 条に定められているものではないため、債権質と同様に、譲渡担保の一般的な換価処分方法が認められると考えてよいか。	譲渡担保の実行方法については、一般的な解釈に委ねられるべきところです。
非典型担保である譲渡担保には、法定の実行方法はないため、(債権質と、同様に考えることは難しく、) 任意処分と同様に、社債権者集会を経る必要があると考えるべきか。	譲渡担保の実行方法については、一般的な解釈に委ねられるべきところです。